



お知らせ

当院では、下記の事項について東北厚生局に届出を行い、保険給付を実施しております。

記

1 入院基本料に関する事項

当院では、1日54人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

【病棟別内容】

		4病棟	5病棟	6病棟
看護職員勤務者数（1日平均）		13人以上	12人以上	14人以上
受持患者数	8：30～16：30	5人以内	6人以内	5人以内
	16：30～0：30	11人以内	10人以内	12人以内
	0：30～8：30	14人以内	13人以内	15人以内

3 施設基準に関する事項

施設基準に適合した下記に掲げる届出を行っております。

(1)機能強化加算	(2)医療DX推進体制整備加算3	(3)急性期一般入院料4
(4)臨床研修病院入院診療加算（協力）	(5)救急医療管理加算	(6)妊産婦緊急搬送入院加算
(7)診療録管理体制加算1	(8)医師事務作業補助体制加算1（15対1）	(9)急性期看護補助体制加算（25対1） （看護補助者5割未満）
(10)注4 看護補助体制充実加算1	(11)看護職員夜間16対1配置加算1	(12)重症者等療養環境特別加算
(13)がん拠点病院加算1 地域がん診療病院	(14)栄養サポートチーム加算	(15)医療安全対策加算1
(16)注2 医療安全対策地域連携加算1	(17)感染対策向上加算1	(18)注2 指導強化加算
(19)患者サポート体制充実加算	(20)褥瘡ハイリスク患者ケア加算	(21)ハイリスク妊娠管理加算
(22)後発医薬品使用体制加算1	(23)病棟薬剤業務実施加算1	(24)テータ提出加算2及び4 許可病床数200床未満
(25)入退院支援加算1	(26)注4 地域連携診療計画加算	(27)注7 入院時支援加算
(28)認知症ケア加算2	(29)せん妄ハイリスク患者ケア加算	(30)精神疾患診療体制加算
(31)排尿自立支援加算	(32)地域包括ケア入院医療管理料2	(33)注3 看護職員配置加算
(34)外来栄養食事指導料1 注2 栄養管理加算	(35)外来栄養食事指導料1の注3	(36)心臓ペースメーカー指導管理料 注5 遠隔モニタリング加算
(37)糖尿病合併症管理料	(38)がん性疼痛緩和指導管理料	(39)がん患者指導管理料イ
(40)がん患者指導管理料ロ	(41)糖尿病透析予防指導管理料	(42)乳腺炎重症化予防ケア・指導料
(43)院内トリアージ実施料	(44)夜間休日救急搬送医学管理料	(45)注3 救急搬送看護体制加算1
(46)外来リハビリテーション診療料	(47)外来放射線照射診療料	(48)外来腫瘍化学療法診療料1
(49)注8 連携充実加算	(50)生活習慣病管理料（Ⅰ）	(51)生活習慣病管理料（Ⅱ）
(52)がん治療連携計画策定料	(53)がん治療連携管理料1（がん診療連携拠点病院）	(54)外来がん患者在宅連携指導料
(55)薬剤管理指導料	(56)連携強化診療情報提供料 注1	(57)医療機器安全管理料1
(58)在宅療養支援病院3	(59)在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	(60)在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2（緩和ケア）
(61)在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2（褥瘡ケア）	(62)在宅患者訪問看護・指導料の注16 専門管理加算（緩和ケア）	(63)在宅患者訪問看護・指導料の注16 専門管理加算（褥瘡ケア）
(64)在宅患者訪問看護・指導料の注16 専門管理加算（特定行為）	(65)持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定	(66)造血管腫瘍遺伝子検査
(67)遺伝学的検査の注1	(68)BRCA1/2遺伝子検査（血液を検体とするもの）2 乳癌患者	(69)BRCA1/2遺伝子検査（血液を検体とするもの）4 前立腺癌患者
(70)先天性代謝異常症検査	(71)検体検査管理加算（Ⅱ）	(72)植込型心電図検査
(73)遠隔画像診断（送信側）	(74)CT撮影（16列以上64列未満）	(75)MRI撮影（1.5テスラ以上3テスラ未満）
(76)大腸CT撮影加算	(77)一般名処方加算	(78)外来化学療法加算1
(79)無菌製剤処理料	(80)脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	(81)廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）
(82)運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	(83)呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	(84)注3 初期加算
(85)注4 急性期リハビリテーション加算	(86)がん患者リハビリテーション料	(87)人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1
(88)導入期加算1	(89)透析液水質確保加算	(90)慢性維持透析濾過加算
(91)下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(92)ストーマ処置 注4 ストーマ合併症加算	(93)脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
(94)乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）	(95)ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	(96)植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
(97)大動脈バルーンポンピング法（IABP法）	(98)医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	(99)医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
(100)輸血管理料Ⅰ	(101)輸血適正使用加算	(102)人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
(103)麻酔管理料（Ⅰ）	(104)保険医療機関間の連携による病理診断（送付側）	(105)保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製（送信側）
(106)看護職員処遇改善評価料50	(107)外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	(108)入院ベースアップ評価料61
(109)入院時食事療養（Ⅰ）	(110)注3 特別食加算	(111)注4 食堂加算

2 食事療養に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後6時以降）、適量で提供されます。

		対象者の分類	食事療養標準負担額
A	一般（住民税課税世帯）の方		1食につき510円
B	指定難病患者、小児慢性特定疾患患者の方		1食につき300円
C	住民税非課税世帯の方	過去12か月の入院日数が90日まで	1食につき240円
		過去12か月の入院日数が91日以降	1食につき190円
D	住民税非課税世帯に属しかつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者の方		1食につき110円